

## ④ 相続における外国生命保険の取扱い

**Q** : 相続において、外国の生命保険の取扱いが変わったようですが、どのようになったのですか？

**A** : 外国生命保険も国内の生命保険同様、みなし相続財産となり、相続税の対象になることとなりました。

### 【解説】

相続税法では、相続又は遺贈により取得した財産のほか、実質的にこれらの財産と同様の経済的効果があるものについては、相続又は遺贈により取得したものとみなして(みなし相続財産といいます)相続税を課すこととなっています。

生命保険は、このみなし相続財産に該当するのですが、外国の生命保険については、これまでみなし相続財産として扱われておらず、所得税(一時所得)の対象として取り扱われていました。

また、外国に本店又は主たる事務所がある保険会社と締結した保険契約に基づく生命保険金は、国外財産となるようになっていたのですが、国内に支店等がある外国保険会社と締結した生命保険については国内財産として取り扱われていました。

そこで、これらの取扱いの明確化が図られ、国内に営業所等がある生命保険会社に係る生命保険金等は国内財産として、外国生命保険については国外財産として扱われ、外国生命保険についてもみなし相続財産とされることとなりました。

